

福島原子力発電所事故による農産物の出荷停止並びに

風評被害に対する補償に関する緊急要請

東京電力福島第1原発から放出された放射性物質による農産物汚染が拡大する中で、政府は3月21日、食品衛生法の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づく措置として、福島県など4県に、ホウレンソウ、カキナ、福島県産の原乳の出荷停止を指示いたしました。

大地震の被害に続き、東京電力原子力発電所放射性物質の汚染による出荷停止と風評被害が拡大し、出荷制限になったホウレンソウやカキナ以外でも米や野菜、くだもの、牛肉など、農畜産物の買い手がつかず返品や売買契約の破棄、販売拒否などが相次いでおり、農業者は手塩にかけて育てたものを、自らが廃棄処分するという、むなしい立場に追い込まれ、また、先行き不透明さからくる不安とやり場のない怒りに包まれております。

酪農では、牛乳の出荷ができず、廃棄処分をしているだけでなく、生活の糧である牛乳の販売代金が入らず、農業収入が全く途絶えた中で、飼料代や燃料代、人件費などの支払いを余儀なくされており、収入の道を断たれ、経営を続けることができないところまで追い込まれております。

また、和牛や養豚、養鶏など、畜産経営も同様の危機的状況にあります。

さらに一方では、米や野菜の作付け時期を迎え、農作物を作付けして大丈夫なのか、米や野菜を栽培して安全に食べることができるのか、健康に影響はないのか、作ったものが販売できるのか。作っても食べること、売ることができないものたいて、肥料や農薬、燃料、労力など、多額の経費をかけて作っているのか。という判断の時期を迎えております。

東京電力福島第1原発事故による農産物の放射性物質汚染は、地震、津波による被害であると同時に人災であります。国の権限で出荷規制の指示をしている以上、その被害の補償について国が責任を持って対応すべきものであります。

国は、国民の安全確保を図るとともに、日本農業を守り、農業者が希望を持って安心して農業を続けることができるよう早急に下記事項についてその方策と実行手段を整え実施されますことを強く要請をいたします。